

## 防火(防災)管理者選任届出書及び消防計画の概要及び届出方法等

---

### 届出書の概要

---

消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物（同表(16の3)項及び(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。）で、収容人員が、下記の表に該当する場合は、防火(防災)管理者の選任及び消防計画の作成が必要です。

防火(防災)管理者を選任若しくは解任した場合又は消防計画を作成若しくは変更した場合は、防火対象物を所轄する消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

#### 届け出が必要な防火対象物

防火対象物の種別	収容人員
6 項口、16 項イ、16 項の 2  (16 項イ、16 項の 2 については 6 項口を含むものに限る)	10 人以上
1 項から 4 項まで、5 項イ、6 項イ・ハ・ニ、9 項イ、16 項イ、16 項の 2  (16 項イ、16 項の 2 については 6 項口を含むものを除く)	30 人以上
その他の防火対象物	50 人以上

---

### 届出方法等

---

## 届出時期

防火管理者を選任（解任）したとき、消防計画を作成（変更）したとき遅滞なく届け出る。

## 届出先

防火対象物を所轄する消防署

（詳しくは防火対象物に関する届出先を御覧ください。）

## 添付書類

防火管理者の選任の届け出にあっては、防火管理者の資格を有する書面（防火管理者講習会の修了証の写しなど）を添付してください。

必要に応じて、その他の図面等の添付を求める場合がありますので、届出先に御確認ください。